

国官総第 277 号  
国官技第 286 号  
平成 22 年 2 月 5 日

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿

大臣官房技術総括審議官

公共工事等における新技術活用の促進について

「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 18 年 7 月 5 日付  
国官技第 86 号、国官総第 237 号）の一部を別添資料のとおり改正することとし  
たので、適切に運用を図られたい。

## 公共工事等における新技術活用システムについて

公共工事等に関する優れた技術は、公共工事等の品質の確保に貢献し、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全・良好な環境の創出、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであり、優れた技術を持続的に創出していくためには、民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用していくことが重要である。

このため、公共工事等に関する技術に係る情報の収集、直轄工事等（直轄における工事又は業務をいう。）における新技術の活用及び事後評価等の実施並びにこれらにより得られた情報等の国土交通省本省（以下「本省」という。）、各地方整備局・北海道開発局（以下「整備局等」という。）における共有及び必要な提供を行う「公共工事等における新技術活用システム」（以下「新技術活用システム」という。）を以下のとおり定め、運用する。

なお、新技術活用システムの運用に際して、入札・契約に係る手続きは、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官が会計法令に基づき適切に行う。

### 1. 新技術活用システムの目的

新技術活用システムは、公共工事等における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みであり、新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする。

ここに、新技術とは、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

### 2. 運用体制

本省及び整備局等は、新技術活用システムにおける適切な審査、評価等を通じて、現場における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図るため、以下の体制を整備する。

#### 2.1 技術開発相談窓口

新技術に係る情報収集等を行うため、整備局等に技術開発相談窓口を置く。

#### 2.2 新技術活用評価会議

整備局等は、大学、産業界、研究機関等の有識者及び整備局等の職員を委員とする新

技術活用評価会議（以下「評価会議」という。）を主催する。

評価会議は、新技術の事前審査、整備局等の技術ニーズ等に基づく新技術の募集・選定、新技術の事後評価、活用促進技術の指定等の事項を処理する。

評価会議は、必要に応じて技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を独立行政法人土木研究所等の関係研究機関（以下「関係研究機関」という。）に依頼できるものとする。

### **2.3 新技術活用システム検討会議**

本省は、大学、産業界、研究機関等の有識者及び本省の職員を委員とする新技術活用システム検討会議（以下「システム検討会議」という。）を主催する。

システム検討会議は、産学官の連携等による新技術活用及び技術開発の促進に係る検討、新技術活用システムのあり方の検討並びに評価会議との情報交換及び必要な調整等を行う。また、推奨技術（「3.5.1 本省において行う措置」において規定する推奨技術をいう。）の選定等の事項を処理する。

### **2.4 新技術活用促進連絡会議**

本省に、新技術の活用動向の把握、産学官の連携等による新技術活用及び技術開発の促進に係る行政面からの検討、新技術の活用に係る整備局等・研究機関等との調整等を行うため、本省関係部局の技術開発担当課長等により構成される新技術活用促進連絡会議を置く。

新技術活用促進連絡会議には、諸課題の整理・検討、連絡調整等必要な事務を処理するため、幹事会等を置くことができる。

## **3. 新技術活用システムの運用**

新技術活用システムは、本省及び整備局等が実施する「新技術情報の収集」、「新技術情報の提供」、「新技術の活用」、「新技術の事後評価」及び「新技術の活用促進」から構成されるものとし、「新技術の事後評価」を中核としたシステム全体の運用を通じて、有用な新技術の活用の促進を図るものとする。

本省及び整備局等は、新技術の活用促進のため、新技術に係る情報の共有及び提供を目的とする新技術情報提供システム（New Technology Information System）（以下「NETIS」という。）を整備する。

### **3.1 新技術情報の収集**

整備局等は、NETIS への登録申請を通じて新技術を開発した民間事業者等（当該技術について、それを行使することができる正当な権原を有する事業者等を含む。以下同じ。）による当該新技術の技術的事項及び経済性等の事項に関する情報等（以下「申請情報」という。）を収集する。

NETIS への登録申請者（以下「NETIS 申請者」という。）は、新技術を開発した民間事業者等とする。

## 3.2 新技術情報の提供

### 3.2.1 NETISの運用

NETIS は、NETIS（申請情報）と NETIS（評価情報）等に区分して運用するものとする。

NETIS（申請情報）には申請情報を掲載し、NETIS（評価情報）には評価会議等による事前審査、事後評価の結果に関する情報等（以下「評価情報」という。）を掲載する。

### 3.2.2 新技術に係る情報の提供

本省、整備局等は、NETIS の利用等により、申請情報、評価情報等の情報を共有する。

また、有用な新技術の普及促進の観点から、インターネットの利用等により、関係省庁、地方自治体、公共工事等に関係する事業を行う者等に対し、必要な情報の提供を行う。

## 3.3 新技術の活用

新技術活用システムにおいて、活用を行う新技術は、NETIS（申請情報）に登録されている技術（以下「NETIS 登録技術」という。）とする。

新技術の活用に当たっては、必要に応じて事前審査を行うものとする。また、活用の実施とあわせて事後評価の基礎となる資料等の収集のため必要な調査を行う。

新技術の活用は、「試行申請型」、「発注者指定型」、「施工者希望型」、「フィールド提供型」を基本として実施する。

### 3.3.1 事前審査

事前審査とは、申請情報等に基づき技術の成立性や直轄工事等における活用の妥当性を確認する審査のことをいう。

評価会議は、「試行申請型」、「フィールド提供型」の場合又は工事等を発注する事務所等（以下「発注事務所」という。）からの依頼があった場合に事前審査を行うものとする。

評価会議は、事前審査に際して、事後評価を実施していない技術（以下、「事後評価未実施技術」という）について必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

### 3.3.2 活用に係る調査

事後評価の基礎となる資料等の収集のため、活用の実施にあわせて、「試行調査」、「活用効果調査」、「追跡調査」を行うものとする。

調査は、当該調査の対象となる工事等の完了まで又は完了後における適切な時期に実施するものとする。ただし、工事等の完了までの調査が妥当ではない耐久性等の事項については、個々の技術の内容に応じて、活用の実施後、一定の時間が経過した適切な時期に追跡調査を実施（複数回にわたり調査する場合を含む。）するものとする。

## **(1) 試行調査**

試行調査は、直轄工事等における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う調査である。

試行調査は、「試行申請型」「フィールド提供型」において活用される技術を対象に実施するものとする。

試行調査の実施主体は、NETIS 申請者とし、調査の目的に合致する調査内容、調査方法等により調査を実施するものとする。

## **(2) 活用効果調査**

活用効果調査は、工程、品質・出来形、安全性、施工性、耐久性、環境等の技術的事項及び経済性等の事項について、当該技術の適用範囲において従来技術との比較を行い、主として技術の優位性を確認するために行う調査である。

活用効果調査は、直轄工事等において当該新技術の活用が行われる毎に行うものとする。

活用効果調査の実施主体は、原則として、「発注者指定型」、「施工者希望型」の場合は発注事務所及び施工者、「試行申請型」、「フィールド提供型」の場合は発注事務所及び NETIS 申請者とする。

施工者・NETIS 申請者が活用効果調査を行うに当たり、対象となる技術が事後評価未実施技術の場合にあつては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合にあつては、第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。

ここに、「第三者機関」とは、公共工事等に関する技術の審査に精通する民法第 33 条に規定する法人をいい、「第三者機関等」とは、第三者機関及び当該技術分野に精通する大学等の専門家をいう。

また、発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

## **(3) 追跡調査**

追跡調査は、工事等の完了までの調査が妥当ではない耐久性等の確認が必要な技術や、ある程度時間がたたないと効果の発現が起きない技術等について、一定の時間が経過した適切な時期に調査を行い、個々の技術の内容に応じて技術の効果を確認するために行う調査（複数回にわたり調査する場合を含む。）である。

追跡調査は、評価担当の整備局等の評価会議が追跡調査が必要であると判断した場合に行うものとする。

追跡調査の実施主体は、追跡調査の対象を管理する事務所等とし、評価会議が決定した調査の目的に合致する調査内容、調査方法等により調査を実施するものとする。

### 3.3.3 活用の実施

#### (1) 試行申請型

試行申請型は、NETIS 登録技術のうち NETIS 申請者から申請がなされた事後評価未実施技術（かし発生時の修補が困難な技術を除く）を対象に、NETIS 申請者の申請に基づき、事前審査の結果を踏まえて活用を行う型又は請負契約締結後における施工者の技術提案申請に基づき、活用を行う型をいう。

試行調査は、NETIS 申請者が行うものとする。

活用効果調査は、発注事務所及び NETIS 申請者又は施工者が行うものとする。

なお、NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、調査方法及び調査結果について NETIS 申請者の負担により第三者機関等の確認を受けることができるものとする。

また、発注事務所による活用効果調査に当たり、関係研究機関が技術的事項及び経済性等の事項に関する確認等を行うに際して専門家からなる検討会の開催に伴う費用、試験の実施に伴う費用その他の特別な費用（以下「関係研究機関の確認費用」という。）

が発生する場合は、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。

#### (2) 発注者指定型

発注者指定型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象に、工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用を行う型をいう。

なお、ここでいう NETIS 登録技術には、活用の実施前までに NETIS 登録技術となるものを含む。

活用は、発注事務所が工事等の発注に当たって当該技術を指定して実施する。

活用効果調査は、発注事務所及び施工者が行うものとする。

なお、施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、調査方法及び調査結果について第三者機関等の確認を受けることができるものとし、その費用は発注者の負担とする。

また、発注事務所による活用効果調査に当たり、関係研究機関の確認費用が発生する場合は、当該費用は発注者の負担とする。

#### (3) 施工者希望型

施工者希望型は、総合評価方式の入札契約手続きにおける技術提案に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型又は入札契約後における技術提案申請に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型をいう。

なお、ここでいう NETIS 登録技術には、前者の型については技術提案の提出時まで、後者の型については活用の実施前までに NETIS 登録技術となるものを含む。

活用は、入札契約手続きに基づき又は提案のあった NETIS 登録技術を当該工事等において用いることを発注事務所が適切と判断した場合に実施する。

活用効果調査は、発注事務所及び施工者が行うものとする。

なお、施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、調査方法及び調査結果について第三者機関等の確認を受けることができるものとし、その費用は施工者の負担とする。

また、発注事務所による活用効果調査に当たり、関係研究機関の確認費用が発生する場合は、当該費用は施工者の負担とする。

#### **(4) フィールド提供型**

フィールド提供型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体のフィールドを想定して求める技術要件を明確にしたうえで、技術を開発した民間事業者等から技術提案の募集を行い、応募されたNETIS登録技術について審査・選考し、工事等の発注に当たって発注者が選考された新技術を指定することにより活用を行う型をいう。

整備局等は、技術募集テーマ等を設定し、NETIS申請者から技術提案の募集を行い、評価会議は、応募された技術提案について審査し、適切と認められる技術の選考を行うものとする。

活用は、整備局等が作成し評価会議の確認を受けた試行計画に基づき、発注事務所が行うものとする。

試行調査は、NETIS申請者が行うものとする。

活用効果調査は、発注事務所及びNETIS申請者が行うものとする。

なお、NETIS申請者による活用効果調査に当たっては、調査方法及び調査結果についてNETIS申請者の負担により第三者機関等の確認を受けることが出来るものとする。

また、発注事務所による活用効果調査に当たり、関係研究機関の確認費用が発生する場合は、当該費用はNETIS申請者の負担とする。

### **3.4 新技術の事後評価**

新技術の事後評価は、「試行実証評価」及び「活用効果評価」から構成される。

事後評価は評価会議が実施する。

#### **3.4.1 試行実証評価**

試行実証評価は、試行調査の結果に基づき、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものであり、試行調査後速やかに実施するものとする。

#### **3.4.2 活用効果評価**

活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査等の結果に基づき、当該技術の優位性、安定性、現場適用性を総合的に評価するものであり、活用効果調査の実施状況に応じて適切な時期に実施するものとする。

### 3.5 新技術の活用促進

有用な新技術の活用の促進を図るため、以下の措置を講ずる。

#### 3.5.1 本省において行う措置

システム検討会議は、画期的な技術に対する適正な評価を行い、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるため、画期的な技術について「推奨技術」等として選定することができる。

本省は、整備局等と連携して「推奨技術」等についての普及啓発や活用促進を図るものとする。

本省は、活用効果評価等により高い評価が得られた技術等について活用を促進するための措置を講じる。また、施工者による新技術の活用を促進するための方策等を講じるものとする。

また、本省及びシステム検討会議は、新技術の活用の促進に向けた方策の検討を継続するものとする。

#### 3.5.2 整備局等において行う措置

発注事務所は、新技術活用システムの趣旨を踏まえ、NETIS の利用等により、直轄工事等への有用な新技術の活用の促進を図るものとし、整備局等は、新技術の活用状況を適時把握するものとする。

評価会議は、活用促進を図ることが適切と認められる技術について、「活用促進技術」として指定することができる。整備局等は、「活用促進技術」が指定された場合は、計画的に当該技術の活用の促進を図るものとする。

また、整備局等は、活用効果評価等により高い評価が得られているものの実績が少ないため技術の安定性が確認されていない技術について、活用の促進に努めるものとする。

整備局等は、整備局等と管内の発注事務所等との間に新技術の活用促進に関する意見交換の場を設ける等により、「推奨技術」、「活用促進技術」等の計画的な活用の促進を図るものとする。

整備局等は、新技術活用に伴う発注事務所等の業務負担の軽減と新技術活用システムの円滑な運用を図るため、技術事務所（北海道開発局においては防災・技術センター）及び港湾空港技術調査事務所による発注事務所への支援体制を確保し、新技術活用システムの運用に係る事務手続き等の一層の効率化・簡素化その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 4. 実施要領

新技術活用システムに係る具体的な運用その他必要な事項については、別に定める実施要領によるものとする。なお、新技術活用システムの運用に当たっては、新技術を開発した民間事業者等の了解等が必要な事項について実施規約を定めて、NETIS への登録申請に



当たって同意を得る等、その円滑な運用を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

#### **附 則**

1. この「公共工事等における新技術活用システムについて」は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
2. この「公共工事等における新技術活用システムについて」の施行に伴い、「公共工事における技術活用システムについて（平成 17 年 3 月 25 日策定）」は、廃止する。
3. 整備局等に既に設置されている「新技術活用評価委員会」等の新技術活用評価に係る会議は、この「公共工事等における新技術活用システムについて」における「新技術活用評価会議」とみなす。

#### **附 則**

1. この「公共工事等における新技術活用システムについて」は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。